

平成 2 7 年第 3 回上里町議会定例会会議録第 2 号

平成 2 7 年 6 月 4 日（木曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14 人）

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	副 町 長 高 野 正 道 君
教 育 長 下 山 彰 夫 君	総 務 課 長 岸 智 敏 君
総合政策課長 片 岡 浩 一 君	高齢者いきいき課長 小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長 強 矢 賢 君	産業振興課長 南 雲 定 夫 君
学校教育課長 谷 木 章 二 君	学校教育指導室長 福 島 彰 君
生涯学習課長 金 井 孝 君	郷土資料館長 金 井 孝 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一 係 長 戸 矢 信 男

開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第 6 一般質問について

○議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行します。

11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 議席番号11番日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問は、1、ごみ問題から考える環境問題と再生可能エネルギーについて、2、戦争立法（平和安全法制整備法）と教科書検定についての2点です。順次質問をいたします。

初めに、1、ごみ問題から考える環境問題と再生可能エネルギーについて質問します。

改めて言うまでもなく、大型台風や集中豪雨、記録的な猛暑など、気候変動がもたらす影響を実感するような大災害が毎年続いている昨今です。地球温暖化は想像できない速度で自然環境に影響を及ぼし、想像を超える大災害を引き起こしています。しかし、国連の科学者組織、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、さらに気候変動の影響が深刻になると警告しています。

平均気温や海水温度が上昇する地球温暖化の原因である温室効果ガスは、主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスですが、特に二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響が大きいとされています。米海洋大気局によれば、今年3月の大気中のCO₂の平均濃度は400ppmを超えたとのこと。現在の世界の年平均温度は、産業革命以前のCO₂濃度280ppmのときに比べ0.58度、日本は1.15度上昇しているそうです。2度以上上昇すると穀物等に悪影響を受けることから、世界では気温上昇を2度未満に抑えることを目標にしています。その上限とする目安がCO₂濃度450ppmであり、このままのペースで排出が続くと、約30年で目標を超えてしまう計算のようであります。

こうした現状を踏まえ、世界各国がCO₂の大幅削減に真剣に取り組むことが緊急の課題になっています。国連の気候変動に関する政府間パネルが昨年まとめた第5次統合報告書は、現在のペースで温室効果ガスの排出が続けば、21世紀には世界の気温は2.6度から4.8度上昇するとしています。求められる2度未満に抑制するためには、2050年に2010年比で40%から70%の削減が必要とのことあります。各国は、今年末にパリで開催される国連気候変動枠組条約第

21回締約国会議に向け、1997年に採択された京都議定書に基づき、2020年以降の温暖化対策の削減目標を示すことになっています。欧州連合は2030年までに1990年比で40%減、アメリカは2025年に2005年比で26%から28%の目標を示したところです。

そうした中で、日本は目標の提示が遅れていましたが、6月2日、2013年度比26%削減の目標案を政府は了承したところです。2013年度は、東日本大震災の影響で排出量が大幅に増えた年であります。そのために、1990年比にすると18%にしかないという目標です。日本は2050年に80%削減の目標を閣議決定していますので、その長期目標から見ても、世界第5位の大規模排出国という立場から見ても大変低い目標です。

5月27日の新聞では、インドの一部で50度近い猛烈な熱波が襲い、約770人が死亡したとの報道がありました。異常気象は直接生命の危機に結びついています。一刻も早い対策が求められているところです。

日本の後ろ向きな姿勢の原因は、原発を低炭素エネルギーとし、自然エネルギーの伸びを抑えているからです。しかし、現在稼働ゼロの原発施設の老朽化を冷静に見たならば、自然エネルギーの利用目標を上げていくことが重要であり、国の根本的なエネルギー政策の転換が必要だと改めて思います。それと同時に、できることから積極的な環境対策を始めていくことが重要だと考え、今回の質問をいたします。

産業廃棄物処理施設建設に反対した住民パワーについて。

昨年11月20日に産業廃棄物焼却処理施設建設計画の提出から、わずかの間に計画周辺地域には環境を守る会ができ、1万4,000を超える署名を集めるなどの力を発揮してきました。こうした反対住民の大きな力があったからこそ、約4カ月という短期間で計画取り下げが実現したのではないかと思います。

宝鐘隆のときもそうでしたが、上里町を含む児玉都市の住民は環境問題に大きな関心を持っています。こうした住民の協力があれば、環境に優しい町づくりは可能です。ごみ問題は住民の協力なしにはできないことです。住民パワーに依拠することで循環型のごみゼロに舵を切ることにについて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

地球温暖化等を考え、徹底したリサイクルで焼却ごみを減らすことについて。

温暖化や環境保全の観点からも、ごみは燃やさないという方向転換が大事だと考えます。燃やすことにかかる熱エネルギーや排出される二酸化炭素や有害物、またダイオキシン類等、濃縮された焼却灰の処理、いわゆる最終処分場の確保など、ごみ焼却は環境的にも負担が大きい処理方法と言えます。現在ある広域圏のごみ焼却施設を前提にするのではなく、地球温暖化問題や環境問題からごみ問題を考える必要があると思いますので、お聞きいたします。

将来に向けたごみ問題の検討を行うことについて。

広域圏の焼却施設小山川クリーンセンターは、2000年4月から稼働し、今年で15年目です。そろそろ修繕や大規模改修も必要になってくるのではないかと思います。施設のアセットマネジメントを含め、児玉郡市地域におけるごみの処理方法について、ごみ問題に関心のある住民参加型での検討を行う必要があると考えます。広域で行っている事業ですと他の自治体任せになりがちですが、将来を見据えた検討について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

生ごみ等を使ったバイオマス（再生可能エネルギー）について伺います。

ごみ問題を考えたとき、水分の多い生ごみは、焼却温度を高温に維持する必要から大きなネックになります。高温を維持する必要から、比較的リサイクルが可能なプラスチック容器包装などを焼却している現状があるのではないかと考えます。

生ごみを徹底的に分けることで焼却量も減り、再生可能エネルギーも生み出すことができます。CO₂削減にも効果があります。バイオマスについての町長の考えをお聞きします。

下水道処理予定跡地の有効活用について。

の生ごみとあわせて、農業系残渣や家畜のふん尿を利用したバイオマスを、八町河原地域の下水処理場跡地を活用してできないかということです。下水処理場跡地の有効活用は大きな課題となってきましたが、第1種農地であるために活用の制約があります。農業関連を含めたバイオマスであれば、自然エネルギーの活用、循環型としても認められるのではないかと考えます。

現在、畜産農家は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の制定で、野積みなどの不適切な管理の解消が図られてきたところですが、堆肥化等による農地への還元を限られた農地に行っていくことは窒素の過剰蓄積問題も出てきます。そこで、家畜ふん尿をバイオマス資源として、メタン発酵などによりエネルギーを回収することを検討するよう提案したいのです。バイオガス発電は、バイオ発電と比べてもプラント設備がシンプルであり、導入コストも、メンテナンスなど維持コストも抑えられるということです。

県は3年間の事業として、本庄市東五十子の小山川水循環センター敷地内において、今年度、食品廃棄物のバイオマス実証実験を行うとのことです。地域に合った自然エネルギーの活用として検討することについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

2、戦争立法（平和安全法制整備法）と教科書検定についてお聞きします。

戦闘地域派兵、治安維持活動、集団的自衛権など、憲法から大きく踏み出す重大な法案が、5月26日から衆議院で審議開始されています。環境問題や医療、福祉、子育て支援策の充実など、住民の生活のさまざまな課題がありますけれども、どんな問題も、戦争に巻き込まれる事態が起きれば奪われてしまいます。自治体の最たる仕事は、住民の命と暮らしを守ることだと考えています。今、自衛隊員の命、また、自衛隊員が他国の人々の命を奪う、そうした事態を

防ぐことが大きな課題だと思い、このことについてお聞きしたいと考えました。

戦争立法関連法案は、既存の海外派兵法制と有事法制の10本をまとめた一括法、平和安全法制整備法と、自衛隊をいつでもどの地域でも他国軍の戦闘支援に派兵する新法、国際平和支援法の二本立てです。一括法改正案は、武力攻撃事態法、周辺事態法、P K O協力法、自衛隊法、船舶検査法、米軍行動円滑化法、海上輸送規制法、捕虜取扱法、特定公共施設利用法、国家安全保障会議設置法です。国会の審議を通じ、政府が提案している法案の危険性が日々明らかになっているところです。

この危険の第1は、自衛隊が、戦闘地域であっても、米軍を初め他国軍への軍事支援が可能になるということです。第2は、国連平和維持活動(P K O)法の改正で、アフガニスタンでの国際治安支援部隊のようなP K Oとは関係ない活動にも自衛隊が派兵され、戦闘に巻き込まれる危険が拡大されたことです。第3は、日本が直接武力攻撃を受けていなくても、集団的自衛権を発動し、政府の判断で自衛隊が海外で武力行使ができるようになるということです。

安倍首相は、国内で議論する前に米国訪問で、戦争立法を夏までに成立させると公約してきました。重大な問題を期限を決めて強行採決しようとするやり方も、歴代政府の憲法解釈を180度変えてしまうことも、立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反する重大なことと考えます。

そこで、戦争立法(平和安全法制整備法)について、集団的自衛権の行使容認について、町長、教育長の見解をお聞きしたいと考えています。

教科書検定について。

この夏にかけて、各地の教育委員会は、来年度から4年間使う中学校の教科書を決めることになります。教科書の採択は、教科の教材として重要な教育的役割を果たすものであります。グローバル社会という言葉が定着してきたように、世界の人々との交流が盛んになっている時代です。正しい歴史認識、世界に通用する共通の歴史認識に立って考えることのできる教育が子どもたちには必要だと思います。

上里町教育委員会としては、どのようなメンバーによる検討や研究を行い、また、そうした中に現場の教員の意見が反映するようになっているのかどうか。また、どのような基準で教科書を検定するのかについて教育長にお伺いし、1回目の質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤 裕君) 11番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長(関根孝道君) 沓澤幸子議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1のごみ問題から考える環境問題と再生可能エネルギーについての産廃焼却処理施設建設問題に反対した住民パワーについてでございます。

昨年度、上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例に基づき、事業者から産業廃棄物焼却施設設置計画が提出されましたが、議員御指摘のとおり、町民の多くが反対の意向を示したことから、事業者は計画を廃止したところでございます。このような町民の行動に至った背景には、町が計画内容等の情報を町民の皆様に積極的に提供したことで、町民みずからが認識を深め、生活環境への影響の懸念が高まったからではないかと考えております。

私といたしましても、町民の環境問題への関心の高さを改めて実感したところであり、廃棄物処理だけではなく、環境行政のあらゆる分野において、町民と連携して取り組み、安全・安心で暮らしやすい、そういう町づくりを実現してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、地球温暖化等を考え、徹底したリサイクルで焼却ごみを減らすことについて及びの将来に向けたごみ問題の検討を行うことについてでございますが、こちらは関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、可燃ごみの減量化や焼却炉への負担軽減のため、生ごみと紙ごみのリサイクルを行うには、各家庭で徹底した分別を行うとともに、地域のリサイクル活動の実態ともバランスをとらなければならないと考えております。

リサイクルの推進は、行政によるリーダーシップはもちろんのこと、実際に分別を行う住民の意識や地域活動の向上が必要なのではないかというものであります。現在、地域住民が自主的に民間の資源回収業者と連携して、焼却ごみとされる新聞紙や雑誌、段ボール、衣類などを回収、資源化する活動が盛んに行われており、資源物が地域活動の資金源にもなっており、資源物の回収数量に応じ、リサイクル活動推進奨励金を交付するなど、地域のリサイクル活動の促進に努めているところでございます。

将来に向けたごみ問題の検討について、まずは住民意識やライフスタイル、地域活動の実態等を把握するため、今年度着手する上里町環境基本計画の策定作業の中で、家庭ごみ分別に関する町民の意識についても確認を行い、将来に向けてごみの減量化につながるリサイクルの仕組みについて研究を進めてまいりたいと考えております。

また、小山川クリーンセンターの今後の運営とアセットマネジメントのあり方の検討については、関係市町の担当者事務レベルで議論をしておるところでございます。清掃行政研究会で、住民の意識調査も含めて、どのような課題があるか検討してまいりたいと思っております。

次に、生ごみ等を使ったバイオマス（再生可能エネルギー）についてでございます。

現在、本庄市の小山川水循環センターにおいて、埼玉県下水道公社及び民間企業の共同で、バイオマスの有効利用に向けた共同研究が実施されております。これは、食品廃棄物を集め、発酵段階で生成されるメタンガスを抽出し、そのガスを発電の原材料として活用するとともに、ガス化時に発生する発酵液を下水処理施設で受け入れるというモデル実験でございます。

県からは、平成27年4月から平成28年9月まで実証実験を行い、その評価及び検討を行う予定と聞いております。実験は、エネルギー化に最も効率的な方法を検証するものでございますが、実験の目標とされる115立米のメタンガスを発生させるには、毎日2トンに及ぶ食物廃棄物等の供給が必要であり、上里町の民間企業からも食物廃棄物が小山川水循環センターの実験施設に搬入されておるところでございます。

このように、バイオマスの安定運営には、原材料であります食物廃棄物等が安定的に供給されなければならないわけでございます。バイオマスの有効性検証に当たっては、上里町での生ごみの発生量が気になるところでございます。現在、町では、生ごみの発生量の詳細までは把握しておりませんが、事業系から出る生ごみに比べ、一般家庭から出る生ごみの量や質については安定的ではないと推察しておるところでございます。

次に、 の下水道処理予定跡地有効活用についてでございますが、町が主体となるバイオガス化プラントの設置や維持について、詳細な調査は実施しておりませんが、設置はもちろん、施設の維持管理については、莫大な費用を要するものであることは間違いのないと思います。また、下水道処理予定跡地は第1種農地という点から、農地性の確保への配慮も必要となります。

先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、農業用排せつ物であれば、可能性とすると、許可がおりるのではないかなと思うわけでございますけれども、町といたしましては、今後、本庄市における実証実験の結果等を踏まえ、バイオマス事業の有効性、費用対効果等について、検証をこれからしてみたいと思っておるところでございます。

次に、2番の戦争立法（平和安全法制整備法）と教科書検定についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、 の戦争立法（平和安全法制整備法）についての町長の見解についてでございます。

先月14日に政府は、集団的自衛権を行使できるようにする武力攻撃事態法改正案、重要影響事態法案、国連平和維持活動協力法改正案などの改正案10本を束ねた一括法案「平和安全法制整備法」と、国会の事前承認が得られれば自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする「国際平和支援法案」を閣議決定し、国会の審議に入ったところでございます。

国民の命と平和で安全な暮らしを守ることは、国、政府の重大な責務であると認識しております。日本を取り巻く安全保障問題は近年一層厳しさを増し、国内外を問わず、さまざまな事案が発生しております。日本の安全を確保するためには、日米間の安全保障、防衛協力、関係

国との協力関係を深め、あらゆる事態に対し、切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要であります。これにより、争いを未然に防ぐ力、抑止力を高めることが可能になると思われます。

今回の法整備は、このような問題意識の中で、政府で協議を行い、新しい安全保障法制の整備として基本方針を示したものであると理解をしております。

戦後の日本は平和憲法のもと、戦争をしない平和国家として歩んできました。このことは大変素晴らしいことであり、世界に誇れると思っております。そして、本年は、さきの大戦から戦後70年の節目の年でございます。国民誰もが日常の平和と安全を願っておるわけでございます。

今国会で審議されております平和安全法制整備法は、日本の将来の安全保障に関わる重要な法案と、私自身、認識しておるわけでございます。法治国家のもと、国民の命と平和な暮らしを守るために整備法は必要かと思われませんが、国会の場で十分に慎重審議をしていただき、国民の理解が得られる形で結論を出していただきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、 解釈改憲についての見解でございます。

日本国憲法では、憲法を改正する場合は第96条の手続を踏まなければなりません。現在国会で審議されております平和安全法制整備法は、戦後の安全保障政策の大きな転換と言えます。今回、閣議決定において、「国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために必要最小限の自衛の措置をするという政府の憲法解釈を何ら変えるものではないため、必ずしも憲法を改正する必要はない」とされております。

この整備法の改正には、集団的自衛権を含む武力攻撃事態法、重要影響事態法、国連平和維持活動協力法など重要法案があります。国家の安全保障、国民の生命・財産、そして平和で安全な暮らしに関わる重要な問題であります。憲法を解釈で変更、容認する手法もありますが、国民に対しまして十分な説明と議論が必要と考えております。国民の代表である国会議員が、国会において十分な議論をしていただき、何より国民に理解をいただく形の中で国会の承認を得ることが望ましいと考えております。

続きまして、 戦争立法（平和安全法制整備法）の 解釈改憲についての教育長の見解を教育長より答弁をしていただきたいと思います。また、 の教科書検定につきましては、今年度の中学校教科書採択を受け、社会でも何かと話題になっており、私も気にかけておるところでございます。このことについては、教科書選定も含め、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 沓澤幸子議員の私に対する質問に順次お答えをさせていただきます。

2の戦争立法（平和安全法制整備法）と教科書検定について御答弁させていただきます。

まず、戦争立法（平和安全法制整備法）についての教育長の見解についてでございます。

本法案は、国民の命と平和な暮らしを守るため、日米間の安全保障・防衛協力を強化し、あらゆる事態への対応を可能とするための法整備を行うものであると考えております。これにより、争いを未然に防止し、その拡大を阻止することを可能にすることができるとし、現在、国会の場において審議されているものであります。

長い間、日本は、太平洋戦争における反省を経て掲げられた日本国憲法の基本理念である平和主義のもと、国際社会において、戦争を行わない国としての立場を確立しておりました。しかしながら、近年では、国際的安全保障環境が目まぐるしく変化していることを日々のニュースからもうかがい知ることができ、国際的紛争が身近に感じられることもございます。

私としては、本法案が国民の命と平和を維持するために必要な法案であるならば、子どもたちの安全で安心な生活が現在、そして将来も確保されるよう、適切な運用をしていただけることを期待しておるところでございます。

次に、解釈改憲についての見解についてでございます。

憲法の改正は、日本国憲法第96条の手続によることと法規定されております。しかし、国際事情等の緊急時では法的手続を得ることなく、憲法の条項に対する解釈を変更することで、憲法の意味や内容を変更する解釈改憲が実施されることもございます。これまでも、政府は集団的自衛権に関し、世界情勢の変化に応じて、安全保障を確保するために憲法解釈を変更してきた経緯がございます。

私としては、今回の平和安全法制整備法の制定に関する解釈改憲の可否を国会において十分議論の上、平和主義の理念から離れることのないよう、そして、子どもたちが危険な状況に置かれることにならないよう、個人の生命・身体に影響を及ぼすような有事の場合でも慎重に判断いただきたいと考えておるところでございます。

次に、教科書検定についてでございます。

教科書検定制度とは、民間の教科書発行者が著作・編集した図書について、文部科学大臣が教科書として適正かどうかを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認める制度でございます。昭和22年に制定された学校教育法において、小・中・高等学校を通じて採用されてまいりました。検定の申請を行うことのできる図書の種目と期間は決まっており、およそ10年ごとの学習指導要領の改訂時が大々的な教科書改訂の時期であるほか、おおむね4

年に一度、教科書改訂が行われております。

文部科学省は4月6日、来年、平成28年4月から使われる中学校教科書の検定結果を発表いたしました。今回の検定では、中学校教科書（9教科）104点の申請があり、102点が合格、社会科の歴史教科書2社2点が不合格とされましたが、再申請後、再検定で合格しておるところでございます。

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されております。文部科学省においては、このような要請に応えるため、小・中・高等学校の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しているところでございます。

検定の方法ですが、大学教授や小・中・高等学校の教員等から選ばれた委員からなる教科用図書検定調査審議会及び文部科学省常勤職員の教科書調査官が、教科用図書検定基準に基づき、表記や内容の適性を調査・審議します。文部科学大臣は、審議会からの答申に基づき、検定合格または不合格の決定を行っているところでございます。

審議会において、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当であるとされた場合には、合否の決定を留保し、検定意見が通知されております。検定意見の通知を受けた申請者は、検定意見に従って修正した内容を修正表として提出し、これによって合否が決定されることになっているところでございます。

今後も教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持のために、慎重な審議により教科書検定を進めてほしいと考えております。

さて、今回の教科書検定に合格した中学校用教科書につきましては、本年8月までに採択することとなっております。教科書の採択は、教育委員会の最も重要な業務の一つでございます。教科書は、子どもたちが学校で各教科の学習に取り組む際の教材であり、将来を担う子どもたちが学習を進める上で、大変重要な役割を果たすものであると考えております。したがって、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行っていきたいと考えております。

上里町は第15採択地区に入っており、本庄市、上里町、神川町、美里町の1市3町で構成されており、共同で教科書の調査研究を進めていきます。教科書採択につきましては、調査専門員からの調査研究結果、各学校における調査研究結果、教科書展示会を通して得ている保護者、町民の皆様の声などを資料とし、15採択地区教科用図書採択協議会が選定し、それに基づき教育委員会が採択することとなっております。社会科歴史的分野の教科書はもとより、他の全ての教科書におきまして、これからの国際社会に生きる子どもたちにふさわしい教科書を採択し

てまいりたいと考えております。

なお、教科書展示会につきましては、教員はもちろん保護者や多くの町民の皆様にも多数閲覧いただきますよう、「広報かみさと」6月号でお知らせしております。会場も本庄市立図書館であり、土日も開催しておりますので、町民の皆様には自由に御参加いただけるのではないかと考えておるところでございます。また、会場におきまして、教科書に対する意見・感想についてのアンケート調査を行っており、このアンケート結果につきましても、採択協議会の資料とさせていただきます。

このように、教科書採択につきましては、調査専門員からの調査研究結果、各学校における調査研究結果、保護者、町民の皆様の声などを資料といたしまして、これからの上里町、これからの日本の将来を担う子どもたちのためにふさわしい教科書を採択していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきます。

まず初めに、ごみ問題から考える環境問題と再生可能エネルギーのところでお聞きしたいわけなんですけれども、日本が遅れに遅れて目標をやっと決めたわけなんですけれども、4月頃から、この目標値はもう既に新聞等でも報道されていて、環境を考える世界の団体などから、日本の目標は低過ぎるということが言われていたわけなんですけれども、6月2日に政府で了承した後には抗議文なども送られてきているところなんです。

そういう中で、国の環境エネルギー政策そのものも、やはり変えていくことが必要だというふうに思います。と同時に、やはり地域からやれること、その一つとしては、何としても焼却しない、焼却を減らすという、そういうことが、地域にできる一つのことであるなというふうに思っているわけなんです。

それで、初めにお聞きしました、この住民パワーですね。町長も先ほど答弁していただきましたけれども、住民のパワーを引き出したこととして、町が計画をきちっと住民にお知らせしたことが大きかったんじゃないかというふうに言われています。私も常々、そのことをお願いしたいというふうに思っています。

ごみは、ただ簡単に燃やしているんじゃなくて、あの焼却をすることにどれだけの税金を投入して、そして、どれだけの環境の悪化を招いているか。そうしたことをきちっと住民の方に伝えて、そうしたお金の使い方を、こういうふうに変えていったらこうなりますよということを提示することによって、住民の意識、協力体制というのは変わっていくんじゃないかなとい

うふうに思うところなんです。

昨年、神奈川県の上里町にお邪魔して、この町は全国でも3番目にゴミゼロを宣言した町でありますけれども、徹底した住民説明会を行っています。そうしたことについて、町長は、そうした徹底して住民に説明をし、そういう方向に転換していく、かじを切ることについての考えは持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 神奈川県の葉山町は、平成20年6月にゼロ・ウェイストを目標として、町を挙げてゴミの減量化・資源化に取り組んでいる先進的な自治体であるというふうに伺っております。特徴といたしましては、紙パックや食品トレイといった資源ゴミは、各家庭において徹底的に分別を行い、生ゴミについては、各家庭において生ゴミ処理機等により堆肥化を促進するというものでございます。

上里町におきましても、今年度着手する上里町環境基本計画の策定作業の中で、各家庭におけるゴミの分別に関し、町民の意識についての確認を行うとともに、先進地の例なども参考にしながら、減量化につながるリサイクルの仕組みについて研究を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 神奈川県の葉山町なんですけれども、ゴミゼロに向けての段階というのは、それぞれのやり方があると思います。葉山町においては、生ゴミについては、各家庭でさまざまなやり方、そうしたものに关わる器材について補助をするというやり方をしています。

先ほど町長は、地域のリサイクル団体ですか、そうした方たちが一生懸命リサイクルをしてくれている活動資金源になっているというふうにおっしゃいましたけれども、葉山町でもそうした部分との組み合わせをうまく使っているようでした。ですから、このことは、例えば新聞であるとか、そうしたものに关しては、そうした団体の方にお任せするという、そういう方法もあるでしょうし、いろいろな組み合わせによって、いわゆるゴミを焼却しない、環境にいい方向でのごみ処理の仕方を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っているところなんです。

町は今年度、環境の計画をするということで予算を組んでいるわけでありまして、従来、町がさまざまな事業計画をするときに、アンケート等を行うわけでありまして、そのアンケート自体も、きちとごみ問題について知識がなければ、いわゆる分別は面倒くさい

ことです。どんどんリサイクルをすることに賛成ですかと聞いたときに、面倒くさいから反対となる可能性というのは非常に高いと思います。

ですから、ごみについての、いわゆる調査をする前の段階での住民に対するごみ問題の根本的な資料提供を行う、そうした考えがあるのかどうか。正しい知識のもとで、将来に向けた環境改善、そうした方向の転換が必要だと思しますので、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、上里町も環境基本計画の策定をやる予定になっております。そういった中で、一般の住民の皆さんが、それほど細かく分別するのは面倒くさいですよというようなお話も、それも中にはあると思いますが、分別すればこういう利点がございますということで、今かなりリサイクルで、雑誌だとか紙類だとか布類、そういうものも、学校のPTAの皆様方や各自治体も、非常に多くの皆さんがそういうものに参画をさせていただいておりまして、大きな効果が上がっているのではないかなというふうに思っております。

それで、上里町でも生ごみにつきましては、コンポストを補助金を出して、かつてはそういう経緯もございましたけれども、なかなかこれも、農家の方は処理がしやすいんですけども、一般の方が家庭菜園でも持っていれば、そこで堆肥化をして、そういう形の中で利用できると、そういう考え方もあったというふうには思っておるんですけども、そういうことも含めまして、環境基本計画の中で住民の意見を把握しながら、今後の計画の中に策定をしていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 葉山町で大変参考になったのは、徹底した住民説明会なんですね。それと、一つの新しいことを始めるに当たっては、小さな地域で実践をして、その成果を確実に持って、その資料をまた新しく広める地域に伝えて広げていくという方法をとってきたことにあると思います。そのために、当初の目標を上回って、5年間で50%の削減を超えたわけです。どんなに困難だなという分別であっても、2週間抗議が来たりしますけれども、2週間を経つとぴたっとそれが止まって、うまく進んできているという職員の説明でありました。

ですので、少しよくすればいいというんじゃなくて、やはり取り組むからには徹底した、本当に、ほかの自治体がまだやっていないんだからもう少し様子を見ようとか、そういう考え方に立つのではなくて、いいことは率先して町がやっていくという、そういう立場が大事だと思いますので、アンケートがひとり歩き、アンケートの設問の仕方もありますし、非常にわかり

にくかったり、いろいろなアンケートが町民に渡ったときに、どう答えていいかわからないという声もよく聞きます。ですので、アンケートを実施する前に、そうした説明会や学習会などを企画していただければ大変ありがたいと思いますけれども、そのことについて考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、広域圏のほうで、ごみ処理のほうはやっていただいておりますけれども、そういった細かい分別につきましては、葉山町の検証もしていく中で、区長さんとも相談して、また、そういったモデル地区として選んでいただいて、そういったことで徹底的な分別ができるかどうか。もしそういうことを、モデル地域を指定させていただいて、そこから広がっていけるように相談をさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） バイオマスのほうに移っていきたいと思うんですけれども、生ごみは、やはり水分が非常に多くて、燃やすためにも非常にエネルギーを使うことになるわけですね。そうしたことから、この生ごみをどういうふうに処理していくか。葉山町はそれを各家庭で、コンポストであるとかキエーロという、そういう箱の中に入れていくと消えていく、ごみが堆肥化されるらしいんですね。そういうさまざまな方法で、住民に選べるようにしているようでありますけれども、そういう方法を取り入れている。

私は、それをバイオマスとして、エネルギーとしても使えるし、またこの地域は、各畜産農家においては、もう既に法律が通って、何とか自分のところでということで努力はしているわけなんですけれども、そうしたふん尿等、上里町では年間に約60トン出ているそうであります。そうしたものや、また農業系の残渣、今は畑の中でかき回している部分もあるわけなんですけれども、それをエネルギーとして投入していくということもあり得るのかなというふうに思います。

県が3カ年計画で進んできていて、今年度いよいよ実施するということを私も今回知りまして、そういうことであれば、なぜ1区画でも家庭ごみの生ごみを実験的に取り入れる、それは県の事業ですから、本庄市と提携していることですから、上里町のごみというふうにはいかなかったかもしれないですけれども、せめて本庄市の一角でも、そういうことが検討できればよかったんじゃないかなというふうに改めて思っているところなんですけれども。

町長も、県のこの実践結果を受けて、また検討したいということでもありますけれども、いか

んせん、あその八町河原の下水処理場の跡地は、農業関連の施設でないとは設置は不可能だと思いますので、やはり生ごみだけでは無理だと思いますので、そこに農畜産関係のものをプラスすれば、それが可能ではないかということを思いまして、今回提案したわけなのであります。

バイオ発電とバイオガス発電では、コストも雲泥の差があって、バイオガス発電だと比較的安価でできるようでありますし、そうしたことについて研究を是非していただいて、あその地域、場所が有効活用できればというふうに思っていますけれども、町長の答弁を再度お願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 生ごみのバイオマス発電と、両方の利点があるということでございます。お話はもっともだというふうに思っておるところでございますけれども、処理のトン数がなかなか目的には達成し得ない、そういう部分があるのではないかなと、そういうふうに思っております。

今、農業の処理も、畜産物の処理施設は各個人でやっております、昔みたいな野積みというのが非常に減ってきております。もし野積みなどがありますと、住民からすぐ通報がありますので、そういったことが非常に少なくなっておる現状でございます、果たしてそこへバイオマスの、下水処理場の跡地へそういう処理施設をつくったとしても、ただ農家の中で、それを自分のところで処理をして、堆肥として売っている方もあるわけですね。そうした中で、非常に、それはいいことであるというふうに思いますけれども、量の問題がございまして、町単独で、あその処理場でそういうことをやるのが可能かどうか、非常に莫大な費用がかかってしまうのではないかと。農業用の、そういう排せつ物を処理しますよということであれば、確かに国のほうも許可にはなるとは思いますけれども、費用対効果、そういうものを考えると、非常に難しさもあるのではないかなというふうに思いますけれども、今のこういった時代でございますから、環境を重視していく時代でございますから、今後も研究してみたいと、そんなふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 少し戻りますけれども、広域圏の関係自治体でも、今検討に入っているということであります。やはり施設も15年を経過して、いわゆる、今のまま大型の焼却し続ける方向でいくのか、あその焼却施設を、焼却の炉を若干小さくして、分別資源のスペースを広げていくかということも、我が町だけでは考えられないことであっても、既に施設があるわけですから、あの施設をもっとクリーンな方向に利用することの転換も図れるんじゃない

いかなというふうに思っています。

それで、担当課の議論がどのくらい進んでいるのかというのが、なかなか私たちには伝わってこないわけでありまして、やはり、そうしたことを逐次住民にも伝え、また、そうした中で住民からも意見が上がっていくような循環型で、決まってからこうしましたというのでは意見も言えないということになりますので、そうしたことも是非お願いしたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 広域圏で行っておりますクリーンセンターに搬入されるごみのリサイクル化について、児玉郡市清掃行政研究会で議論をされておるところでございます。

現在、小山川クリーンセンターでは、一般住民の自己搬入と市町の委託業者による搬入が同じプラットホーム内で行われており、施設内の混雑が激しく、必要な搬入作業に支障が出るという理由で、施設内へ何でも持っていったいいと、そういうことはできない状況にあるようでございます。

いずれにいたしましても、アセットマネジメントの、今、関係市町の担当者レベルで議論をしております、清掃行政研究会の住民の皆さんと、その辺のところも検討しておるわけでございますけれども、今は実験の段階でございますので、どういう結論が出るかわかりませんが、また議会のほうへも、担当課のほうから中間報告でも報告をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 時間がなくなりますので、2番の戦争立法と教科書検定についての質問に移らせていただきたいと思います。

町長の先ほどの答弁をお聞きしていると、全く政府の言っていることをそのまま述べられたかなというふうに思います。

今、国会の中で審議が進んでいく過程で、国民は、この今国会における採択、またはこの法律について、反対という世論調査がどんどん高くなっているところです。町長は、平和のためなら、平和のためならと安倍総理が言っていることと同じことをおっしゃいましたけれども、今までと全く違うのが3点であります。自衛隊が、今までは後方支援でしたけれども、戦闘地域にも行くわけです。後方支援、後方支援と言っていますけれども、世界の常識では、兵たん活動という、一括で、後方も戦闘地域もないということも国会の議論の中で明らかになっていきます。

そういう中で、ドイツなどは、日本より早く解釈を変えて戦闘地域に行ったことによって、アフガニスタンの戦争等で五十数名の方が亡くなっているわけですね。そういうことなどからも、自衛隊の命は仕方がないという考えに立つのか、自衛隊の人たちが他国の人たちを殺すかもしれないということも仕方がないという立場に立つのか。子どものけんかと同じように、やったらやり返すというやり方では、もう泥沼ですよ。そういう平和というのはあるんでしょうか。

自分も嫌ならば、平和外交に努める。日本が戦後、世界の国々に、日本は戦争しない国として、NPOのほうの方たちが支援活動を行っていますけれども、日本ということを聞くと、安全な国という形で受け入れられるという、NPOで活動している人たちの報告などもよく聞いています。平和というのは、自国、日本だけが平和なら平和なんですか。世界の国の命はどうでもいいという立場に立っての考え方なんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今回の整備法は、自衛隊法、国際平和協力法、海上輸送規制法などの整備を行い、国の存立、国民の命に関わる法案と認識しておるわけですが、国民に対して具体的な説明と、どのような事案が発生するとこの法案の対象になるのか、まだまだ説明不足の点があるというふうに思っておるところでございます。私自身も、戦後70年間、憲法の基本理念である平和主義のもと、戦争・紛争を行わなかったことは、世界に対して誇りというふうに思っておるところでございます。

恒久的な平和を願うのは万人の願いである、そのように思っておるところでございます、国内はもとより、海外にいる日本人全てが平和で安全な暮らしができることを望んでおるところでございます。そのためには、国会において、国民の代表としてこの法案を審議していただき、国民が納得する形の中で法案を整備していただきたいということは、先ほども申し上げたとおりでございます。

そして、地方自治体の長として、これからも町民の生命・財産、平和で安心して暮らせる、そういう世の中にできるように努力をしていきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） そうしますと、まだ政府の提案した内容は十分説明を尽くしていないという考えに立っているということであれば、政府の今、示している法案を支持するという答弁が先ほどあったと思いますけれども、そのことは撤回していただけるんでしょうか。お聞

きします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、政府の法案に対して支持をしているといったような発言はしておらないと思います。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 失礼しました。支持という言葉ではなくて、重要な法案と認識しているというふうに言われたことについて、再度確認をしたいと思います。

今回、戦闘地域、いわゆる、いつでももう、政府が、戦闘地域だけでも、一応、今終結していますよと。それは何もかも、政府が判断したら安心ということであって、やはりそういう中で、アフガニスタンの国際治安支援部隊は350人の死者を出しているんですね。ですから、その判断基準も曖昧ですし、今回のこの10本をまとめた法案ですけれども、3要件、これを満たしている、この判断も政府が行うわけであって、国会での議論を聞いていても非常に曖昧で、具体的じゃないんですね。だから、町長は、支持はしない、支持をしているという言葉は使っていないということでもありますので、重要だけでも、今現状では、住民に対しての説明がまだ十分になされていないという考えに立っているのかどうか。改めてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に重要な法案であると、そういうふうに認識はしておりますけれども、国民の皆様方によく理解できるように説明をした中で、国会で議論をしていただきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 同じことで、教育長にもお聞きしたいと思います。

教育長も、日本国憲法のもと、戦争をしない国として世界からも認められてきたと。現在の法律が今後の平和を維持するものであるならば、というふうに非常に将来の子どもたちのことを考えた答弁をしていただいたわけであります。やはり未来ある子どもたちを戦場に送らないということが、教育者としてのお考えなんだなというふうに改めて感じました。

そうであるならば、今、国会で審議されている内容は、国民の皆さんにはなかなか説明不足でありますけれども、この間の国会の議論を聞いているならば、ある程度の危険性は感じておられるんじゃないかというふうに思いますので、改めてお聞きします。この憲法を変えないで

解釈で変えていくやり方、また、集団的自衛権、憲法が認めていないここに一步踏み出す、この法案についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 沓澤議員も御存じだと思うんですけども、教育は政治的には全く中立でなくてはいけない。その中立的な立場を守る一人の人間として、その個人的な見解をこの場所で発言することは控えさせていただきたいなというふうに思います。

要するに、発言することによって、右なのか左なのかということをはっきりさせることは、やはり子どもたちにとっても、いろいろな意味で影響を与えるのではないかなというふうに思っておりますので、個人的な見解は控えさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 教育長の立場上は、やむを得ないかなというふうに思います。

教科書検定につきましても、この夏が正念場で、正しい歴史認識に立った教科書を、憲法に沿った教科書をきちっと子どもたちに手渡していくことが、本当に重要じゃないかなというふうに思います。

それで、先ほど教育長の答弁の中で、各学校における調査結果も踏まえていくというふうにおっしゃいました。もちろん、最終決定は教育委員会が行っていくものだと思いますけれども、各学校における調査結果というのは、上里には2中学校しかありませんので、どういう形で、合同で調査を行うのか、それぞれに調査を行って突き合わせるのか、その辺についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 各学校の調査というのは、いわゆる学校の中で職員が、展示会等の教科書を見たり、さまざまなことを考えながら、その学校の子どもたちの指導をするのにはどの教科書がいいかという観点でもって、教育委員会のほうに報告を上げてよこすという形になっております。これを上里町は、先ほど言いましたように、15採択地区、1市3町で構成されている協議会の中で議論するわけですけども、その場で、同じ立場で土俵の上へ上げていくという形でございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言〕

○ 1 1 番（沓澤幸子君） 最後になりますけれども、今、この法律、また教科書採択に向けて、

歴史研究者たちがこぞって声明を上げていますし、憲法に携わる弁護士連合会等も意見を上げていますし、そういう研究者たちの声、いわゆる右も左もなく、誠実に研究している立場からの声を大事にした議論が必要だと思えますけれども、町長、教育長はどのようにお考えでしょうか。最後にお聞きして、一般質問を終わりにします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） そういった過去の歴史の研究者、過去の歴史のそういった戦争体験の中には、一口では言い表せない問題もあると思います。

ただし、この70年の間に戦争は二度とそういう惨禍を浴びてはいけない、二度と戦争を繰り返してはいけない、そういうことは、万人がそういうふうに思っているのではないかと、そういうふうに思っておりますけれども、そういう研究者の意見も真摯に受け止めて、今後の対応として考える必要があるのだろうと、そのように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 子どもたちの教育を担う側としては、やはり子どもたちが将来にわたって、人格をきちっと形成できる、あるいは国際社会の一員として成長できるようにするためには、いろいろな角度からの情報を子どもたちに与えなくてはいいだろうと。その中で子どもたちが判断をする、その判断に当たっても、やはり適切な指導をしていかななくてはいいだろうというふうに考えておりますので、いろいろな研究者の意見等がございます。私も読んだりなんかはしておりますけれども、その研究者個人の見解という場面もありますから、いろいろなことを提供できるような教科書採択をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○ 3 番（仲井静子君） 皆さん、こんにちは。議席番号 3 番仲井静子です。

通告に従いまして、敬老記念品の配布についてとふるさと納税について質問させていただきます。

敬老記念品について、 長寿祝い金について。

長年にわたり社会に貢献された高齢者の方々に長寿を祝福するため実施している敬老長寿祝い金制度ですが、人生60年時代から人生80年時代と環境が変化し、平均寿命の伸びと出生率の低下により少子高齢化が進み、支給対象者が増える一方、税収の落ち込みで実態財政は厳しさを増す中、制度の維持が難しいと自治体が判断し、長寿祝い金を廃止したり、支給基準を見直したりする自治体が増えています。上里町でも、上里町敬老長寿祝い金制度を維持可能なものにしていくために、検討・見直しが必要と思われます。

9月の定例議会で猪岡議員が質問した内容と重複しますが、老人生きがい事業として、平成27年度予算163万7,000円計上されています。上里町では、各年度9月1日現在の住民基本台帳より抽出した75歳以上の高齢者の方全員を対象に、9月15日の敬老の日に合わせ、長寿を祝うために各地区の民生・児童委員の方が自宅へ安否確認を兼ね、長寿を祝福する町のお祝いの言葉と上里町商工会が発行している上里町共通商品券500円を1枚配付していますが、以前は本庄市の湯かっこの大広間で、区長さんや民生・児童委員、SALAの方の協力により、お弁当を食べながら踊りを見たり、芝居を見たり、歌に踊りに楽しいひとときを過ごしていました。当時お手伝いをした一人として、お菓子の袋詰めや座椅子が必要な人のお世話、バスの乗りおりのお手伝い等、忙しく動き回っていましたが、高齢者の方々のうれしそうな様子を拝見し、心温まる思いでいましたが、いつの間にか消えてなくなり、その後、記念品として手提げ袋、かつおぶし、膝かけ等になりました。

担当課の職員が試行錯誤し選んだ品物を喜んでくれる人もいれば、こんなもの要らないという人と反応がさまざまだったということは聞いていますが、どんな記念品が喜ばれるか。商品券なら自分の好きなものを選べると500円の商品券に決定したとのことですが、今のスタイルが数年続いています。この商品券も、日ごろ指定のお店で買い物している人にとっては抵抗がないのですが、お店は指定され、有効期限つきのため、日ごろ現金で買い物をしている人にとっては面倒くさいという声や、有効期限があるとは知らず使えなかった人もいますし、しまい忘れる人もいます。また、75歳以上の方にとっては、500円で喜ぶと思っているのか、人をばかにしていると怒っている人もいます。500円の商品券が同封され、プライドを傷つける結果を招いていることも事実です。

町がよかれと思ってやっていることが評価が低く、お年を召していても感じる心はあるわけでは、ありがたいと思う人もいれば、ありがた迷惑と思う人もいます。商工会の商品券を使

って買い物をしていただき、町の商店を元気にしたいというのは理解できますが、以前のような大広間での食事や演劇鑑賞ができないのなら、長寿を祝福する町のお祝いの言葉と、町民にとって必須な品物、町指定のごみ袋が無難と思います。対象者が全員買い物可能ではないことも考慮し、検討すべきだと思います。

また、商品券に関しては、平成23年から平成25年度は平均利用率80%で、使われなかった商品券は20%でした。平成27年度予算163万7,000円のうち20%、金額にして37万4,000円の税金が無駄になってしまうわけです。毎年、敬老記念品を、安否確認を兼ねて民生・児童委員の方の協力のもと実施するのなら、商品券よりもロスの出ない町指定のごみ袋のほうが喜ばれると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、長寿祝い金について質問させていただきます。

上里町でも、長年にわたり社会に貢献した高齢者の方に町から長寿のお祝い金として、77歳は5,000円、80歳は7,000円、85歳は1万円、88歳は2万円、99歳は3万円、100歳は5万円を祝い金として差し上げていますが、平成27年度長寿祝い金給付697万1,000円組んでいます、平成25年度は628万円でした。2年間で69万1,000円増えています。

お隣の本庄市では、77歳は1万円、88歳は2万円、99歳は3万円、100歳は5万円だそうです。また、敬老の日の食事会では、1人1,000円の食事と石けんを1個つけているとのこと。この食事会は、準備に後片づけ等大変ですが、皆さんが喜んでくれるので頑張って続いているそうですが、高齢化が進んでいるので、経費が増え続け大変とも言っていました。神川町では、77歳は5,000円、88歳は2万円、99歳は3万円、100歳は5万円の祝い金を給付し、お食事会はなしだそうです。

本庄市や神川町では、77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿、100歳と4コースのみとなっています。上里町では80代で3回の長寿祝い金を差し上げていますが、77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿、100歳と4コースとし、祝い金の見直しを検討すべき時期に来ていると思います。

また、税金の滞納者にも町からの長寿祝い金を支給しているのは変との声もあります。私たちは日常生活において、さまざまな税金と関わっています。お金を稼いだり、何か物を買ったり、お酒を飲んだり、両親等が亡くなったりと、さまざまな場面で、意識するしないに関わらず税金と関わっています。また、税金のおかげで、さまざまな公共サービスを受けられることも忘れてはなりません。上里町の税金納期一覧表では、町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税と記載されています。これら税金を納めている人に祝い金を差し上げるべきと思われる。

また、長寿祝い金を、役場に印鑑を持参し、本人または代理人が受け取りに行くシステムに

なっていますが、お祝い金は、おめでとうございますとお届けするのが世間の常識と思われます。また、足がない人はタクシーを利用したり、子どもに仕事を休んでいただいたり、役場まで行っている方もいますし、他人にお願いするのに大変な思いをしている人もいます。また、税金を役場まで受け取りに行くために、他人にお願いすることを遠慮している人もいます。私の取引している銀行では、誕生月には社員の方がわざわざ自宅まで届けていただき、ありがたく受け取っていますが、この労を惜しまずの行為が大切だと思います。

長寿祝い金は、家庭を訪問し、本人におめでとうございますと手渡していただきたいと思います。印鑑持参で町に取りに来いは、お役所仕事と思いませんか。町長のお考えをお聞かせください。

次に、ふるさと納税について質問させていただきます。

地方創生から考える今後の施策について。

昨年の9月議会で、ふるさと納税について、自主財源の取り組みと町のPR積極的にということ一般質問しましたが、再度お尋ねします。

町長の答弁では、安定的な自主財源確保として、企業誘致を優先し税収確保に努め、また、寄附をすれば特産品が送られて、しかも税金が安くなることが強調され、本来の目的であるふるさとを応援するという趣旨から外れ、賛否両論があるように思われるので、農家や農協、商工会等の各種団体の状況や意向確認が重要で、平成27年度の動向を注視しながら、関係者との協力関係の構築も含めて、今後検討していきたいとの考えでした。

平成26年10月に地方創生が動き始め、地方はこれまでは、金と権限が集中する国や県に陳情し、すがってききましたが、その結果、国は1,000兆円もの借金を抱えることになりました。各自治体が自立し、自治体が経営することが求められ、地域の宝を生かし、いかに経営管理するか、自治体の取り組みが注目されています。

平成27年、政府と自民党が取りまとめた税制改正により、納税手続を簡素化するために、税務署への確定申告を不要とし、寄附した自治体への申請だけで済む特例制度が創設され、新制度では所得税の減税分を住民税に一本化し、自治体間の手続を円滑化しました。また、出身地であるふるさとや応援したい自治体に寄附をするという2通りの考え方が定着し、自治体が返礼として送る特産品競争が激化しないよう、国が通知で自制を促す仕組みも盛り込まれています。それぞれの自治体で工夫を凝らし、寄附者への特典の充実を図ったり、クレジットカードでの寄附を受け付けたりということで、安倍政権が掲げる地方創生の一環として地域活性化につなげる狙いです。

今では、その取り組みがマスコミやインターネットで注目されるようになり、本屋さんに行くと、株主優待の本とふるさと納税の本がたくさん山積みされ、お得感を刺激しています。大

金を投資しなくても参加でき、庶民にとってはささやかな楽しみのある制度でして、好きな自治体、複数の自治体に寄附をすることができる。実質2,000円の負担だけで特産品が貰える。税金の用途を選択できる。クレジットカードで寄附できる自治体もあるので、ここに来て動きが大変活発になっています。また、宅急便のヤマトホールディングスやソフトバンクでは、自治体のふるさと納税業務を一括して代行する支援サービス事業を始めました。

このふるさと納税については、導入された平成20年頃からメリット、デメリット、そして賛否両論の意見があることは承知していますが、これだけの盛り上がりと今後の推移を予測しますと、これはまさに都市間の競争そのものとなっています。

県市町村課によると、ふるさと納税が始まった平成20年から、県内では特典を導入する自治体が毎年増え続け、昨年は県内63市町村のうち半数の自治体の特典を設け、成功につながっている自治体として、幸手市では制度開始当初から特典にしている地元産のお米に玄米を追加するなどし、件数は2008年の45倍、寄附金は18倍の4,754万円に上がり、幸手市の財政課は、ふるさと納税のおかげで幸手市のお米のPRになり、農業の活性化にもつながると取材に応じていました。

また、宮代町では平成24年から、環境保全や蛭が生息できる水路の再生に取り組む市民団体の活動資金としてふるさと納税を募集し、件数は2012年に比べ5倍、寄附金は15倍の3,385万円に上がり、宮代町の総務政策課は、具体的な地域活性化への使い道が寄附者の共感を得たのではないかと話していました。

上里町のふるさと納税に関しては、特典はなし、寄附金の使用目的として、1、支えあい、生きがいあふれる健康のまちづくり事業、2、安全で快適に暮らせるまちづくり事業、3、のびやかに学び楽しむまちづくり事業、4、その他、地域づくり推進まちづくり事業と記載していますが、具体的にわかりやすく書くべきと思います。

ふるさと納税は、ほとんどの自治体の特典を導入する方向で動いています。特産品を貰える自治体に寄附するほうがお得なので、基本的には特産品が貰える自治体を選んで寄附していくことになると思います。

デメリットとして、特典が魅力ではない市町村では、ふるさと納税をする住民は多いが、我が町にしてくれる住民が少ない。その結果、その市町村の住民税が大きく減り、危機感を募らせている自治体もありますし、自治体が特定のお店から特産品を提供すると、自治体と企業の癒着が問題として指摘されるなど、問題点を一つ一つクリアして、地方創生の取り組みとして十分検討し、実施に値するものだと思います。

上里町をさらに売り出すチャンスではないでしょうか。そして、上里町の景気対策としてもビジネスチャンスではないでしょうか。できることはやっていくという方針で、職員の皆様が

知恵を出し合って、上里町の活性化につながるような発想で積極的に取り組んでほしいと思いますし、期待しています。町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 3 番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仲井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1 番の敬老記念品の配布についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、 の敬老記念品についてでございます。

敬老記念品につきましては、毎年 9 月 1 日を基準日として、75 歳以上の高齢者の全員に長寿を祝うために、町から敬老の日当たりのお祝いの言葉と記念品の配付を行ってところでございます。配付につきましては、民生委員・児童委員 59 人に御協力を賜り、旧の敬老の日であります 9 月 15 日前後を目途に、高齢者の安否確認も含めまして、直接手渡しをすることを基本に依頼してところでございます。

平成 26 年度の敬老記念品配付の対象者は 2,976 人で、前年度より 15 人の増となっており、1 人当たりの金額は商工会の発行する上里町共通商品券、先ほど議員もおっしゃってありましたけれども 500 円分、合計で 148 万 8,000 円となっております。500 円は、本人が使用する、お孫さんへのお小遣いなどに使用されており、また町内の商工業者にとって、上里町共通商品券を使用することが上里町の経済活性化につながっていると思っております。

議員御指摘の買い物に行けない高齢者もあり、商品券ではなく指定ごみ袋に見直してはどうかという御意見をいただいたわけですが、高齢者を初めとして、いろいろな方の御意見をお伺いしていきたいと、このように思っております。また、町のホームページには、町の計画・上里町行政評価を掲載しており、敬老記念品の配付については、担当課における評価としては、今後のあり方を検討していく方向になっております。

平成 26 年度敬老記念品の上里町共通商品券の利用率は 80%、使用されていない共通商品券は 588 枚、金額は 29 万 4,000 円となっております。今後は、団塊の世代の方々が 75 歳を迎える平成 37 年には、敬老記念品の配付の対象者である高齢者がピークになると予想され、事業費が増えることが予想されております。しかしながら、町からの敬老の祝い、長寿の祝いとしての敬老記念品の配付でありますので、今後のあり方については検討してまいりたいと、このように考えてところでございます。

次に、長寿祝い金についてでございます。

敬老長寿祝い金の支給につきましては、賀寿の高齢者に長寿を祝うために支給しており、77 歳が 5,000 円、80 歳が 7,000 円、85 歳が 1 万円、88 歳が 2 万円、99 歳が 3 万円、100 歳が 5 万円

の節目の年に、旧の敬老の日の9月15日を基準日に、町内に1年以上在住している高齢者の方を対象として現金を支給しておるところでございます。平成26年度の実績では、対象者は679人、金額では622万7,000円となっており、また、平成27年度の当初予算では、対象者は701人、金額は697万1,000円と見込んでおります。今後は、団塊の世代の方々が75歳を迎える平成37年には、敬老長寿祝い金の対象者である高齢者がピークになることと予想され、事業費が増えることが見込まれておるわけでございます。

近隣市町村では、4つの賀寿、77歳、88歳、99歳、100歳で祝い金を支給している話も聞いております。今後も他市町村の動向を研究しながら検討していく必要があるだろうと、このように考えております。

議員御指摘の税金等の滞納者は対象者から除くべきとの御質問でございますけれども、賀寿のお祝いであっても、税金などの滞納者について支給するのはいかななものかという思いもあるわけでございます。個人情報などの問題もありますので、対応策など研究してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番のふるさと納税についての 地方創生から考える今後の施策についてでございます。

昨年9月定例会での御質問に対しまして、豊富な農産物や特産品をPRすることは有意義である一方、返礼品制度の導入には関係者との調整が必要であり、国の動向も注視しながら検討するとのお答えを申し上げておるところでございます。その後、役場内の関係課による検討会をスタートさせ、県内の自治体を中心に、ふるさと納税に対する返礼品対応の把握に努めたほか、ふるさと納税の意義や返礼品制度の導入時期、地方創生との関係などについて議論を重ねておるところでございます。

ふるさと納税制度は、地方で生まれ育ち、都会に出た方がふるさとへ恩返しをしたいといった思いがあったときに、税制を通じてふるさとへ貢献するための仕組みとして導入されたものでございます。この趣旨を踏まえますと、最近の報道にもある返礼品合戦のような事態は好ましくないと考えております。しかし、ふるさと納税に対する正しい認識のもと、返礼品制度を導入することになりますと、返礼品として地元の特産品を発送し、より上里町に親しみを感じていただくことは大変意義あることであろうと思っております。

埼玉ひびきの農協や上里町商工会との事務レベルでの打ち合わせにおいては、返礼品の対応について前向きな御意見もいただいたところでございますので、町といたしましても、返礼品制度の導入に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

また、議員お話しのとおり、国におきましても「ふるさと納税で地方創生」とのスローガンを掲げ、さらなる制度の普及を図るため控除額の上限を引き上げたほか、例外的に確定申告を

不要とする簡素な制度も導入されております。国や他の自治体の動向を踏まえ、町の地域産業を元気にする取り組みの一つとして、ふるさと納税に対する返礼品制度を導入することについては、十分に議論していくべきとの認識しておるところでございます。同時に、ふるさと納税制度の趣旨を鑑みますと、上里町が特色ある施策に取り組み広くPRすることや、寄附金の活用目的を明確化することで、町の施策に賛同する方から寄附をしていただく状況をつくることも大変重要であると考えております。

今後、ふるさと納税制度を町の地方創生の取り組みの一環として位置づけることを前提として、地方版総合戦略策定の議論を深めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 再質問させていただきます。

老人生きがい事業の項目なんです、20%の商品券が使われなかったということなんですけれども、その20%の商品券ですが、事務処理はどのようにされていましてか、お聞きします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今後、商工会の皆さんと調整をしながら考えていきたいと、このように思っておるところでございます。

ただ、期限が切れておるわけでございますけれども、その取り扱い方につきましては、非常に難しさもあるのではないかなと、そんなふうに思っておるところでございますけれども、おそらく忘れてしまったか、しまい込んでなくしてしまったか、そういうこともあるかと思うわけでございますけれども、80%の皆さんが御利用いただいておりますということで、上里町のそういった商店の経済の活性の一翼を担っていただいております、そういうことも認識しておるわけでございます。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） よく私はわからないんですけれども、予算を27年度、163万7,000円組んでいますが、そのうち20%、金額にして32万7,400円分が使われなかったわけなんですけれども、そのお金は商工会のほうから返金していただいているのか、それとも商工会のほうにそのまま行っているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この件については、課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 仲井議員の御質問に御説明をさせていただきます。

金額につきましては、商工会に残額については預けてございますので、後でまた調整をさせていただく形で事務を進めております。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 預けてあるということは、いずれ返していただくという方向ですね。わかりました。

次に、ふるさと納税なんですけれども、ふるさと納税制度は国の制度でやっていて、国も粹な制度を作ったものだと感心しております。上里町も今まで返礼品がなかったんですが、これからは、今日の町長の答弁を聞きますと、返礼品のほうもこれから話を詰めていって、前向きに町としてはふるさと納税をやっていくという方向でしょうか。確認したいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、今、返礼品のことも検討しておるわけございまして、昨日もお話し申し上げましたけれども、商工会やゴルフ場だとか、そういったところにも今相談を持ちかけておるわけございまして、早いうちに結論を出して来年度から始めたいと、そのように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 全国のふるさと納税者が喜んでくれるような、自慢のできるメニューをいろいろ取り揃えてやっていただきたいと期待しております。

これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員の一般質問を終わります。

一般質問を続行いたします。

2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 議席番号2番戸矢隆光です。議長の許可をいただきましたので、通告

に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、2、文化財行政についての2点について、順次質問をさせていただきます。

初めに、上里サービスエリア周辺地区整備事業についてお伺いいたします。

今年の12月、町民待望の上里スマートインターチェンジが開通します。現在、スマートインターチェンジの工事も急ピッチで進められており、上り路線においては既に立地した企業が操業を始めたり、現在工事中の現場には各種工事機械などが出入りし、工事建設がなされております。上里町には以前、総合振興計画の中において、ハイウェイオアシス構想という計画がありました。高速道路のサービスエリアを核として、この地域を活性化させたいといった大きな構想でありました。今回の周辺地区整備事業は名称こそ違うものの、完成後の効果については当初の構想と大きな違いはないものとは思うところであり、早期の完成が望まれます。

そこで、執行者の町長にお伺いいたします。

昨日の町長の報告の中でも一部触れられておりましたが、上り側の路線と下り側路線の現在の進捗状況についてお聞きいたします。

次に、農村公園の建設についてお聞きしたいと思います。

公園予定地として、スマートインターに隣接する約8,000平米の面積が確保されております。上里スマートインター、上里サービスエリアは、関越自動車道、上信越自動車道が合流して間もない、埼玉県の大宮に位置する絶好の場所にあります。そして、埼玉県は首都圏に多くの野菜を供給している県でもあります。毎年、埼玉県知事みずからが、大田市場で法被を着て埼玉産野菜のPRを行っております。

上里町は埼玉県の中でも、キュウリやトマト、ネギ、白菜などの野菜や米麦、梨などの栽培の大変盛んな地域であり、東京を中心とする首都圏にこれらを供給している一大産地でもあります。埼玉ひびきの上里支店に隣接した直売所には、地元の新鮮野菜を求めて近隣の地域住民の利用者も年々多くなって、新鮮な野菜を求めて来ております。現在、関越自動車道の一日の通過車両も相当数ある中、上里スマートインターチェンジの乗降予定車両も多くなるのではと思われます。

農村公園予定地に隣接する工場では、製造した製品の販売も計画していると聞いております。今後、相当数の集客も見込めるのではないかと思います。そこで、町長に、農村公園の事業、特に農村公園内での地元で生産した野菜の直売所建設についての考えをお聞きしたいと思います。

2つ目といたしましては、文化財行政についてお伺いをいたします。

先日、町民の方からお話をいただきました。上里町の文化財行政は、さまざまなことに取り

組みながら、先代の人たちの歩んできた歴史と文化を次世代の人たちに伝えていくというのが大きな目的で、現在まで来ております。今後は、これらがどのようなようになっていくのかといったようなことでございました。

現在の文化財行政の主な仕事としては、町の文化財の保護と管理、埋蔵文化財の保護や許可、出土文化財管理センター、民俗収蔵庫、資料館展示室の管理運営、古文書、行政資料、図書、写真などの保存や整理などの事業を行っております。この中でも埋蔵文化財の事務は、土地の開発の際には必ず埋蔵文化財があるかないかを最初に確認する必要があるため、多くの問い合わせが来ているようでございます。おそらく住宅ブームのときなどには、大変な数ではないかと思うところであります。

今後、上里町で予想されております大きな事業といたしましては、数年後に17号バイパスの道路が通過をいたします。その予定地内の埋蔵文化財の記録や保存など、工事の着手前に行う作業がでございます。現在担当している職員も、あと数年で定年になると聞いております。これらの人材確保と育成については、町当局や教育長も十分おわかりになっていると思いますが、今後の対応についてのお伺いをいたします。

これで第1回の質問を終わります。

○議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 戸矢隆光議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1番の上里サービスエリア周辺地区整備事業についての 現在の進捗状況についてのお尋ねでございます。

上里サービスエリア周辺地区整備事業につきましては、平成20年にハイウェイオアシス構想を見直しまして、新たな整備計画として定めています。整備計画の内容といたしましては、スマートインターチェンジ、産業団地、農村公園となっております。

初めに、スマートインターチェンジにつきましては、当初の予定どおり、12月供用開始に向けまして、工事が着々と進んでおるところでございます。

次に、産業団地の分譲につきましては、土地開発公社の事業として行われております。御存じのとおり、上り線側につきましては、株式会社シェリエさんと株式会社中央軒煎餅さんへ売却を行ったところでございます。下り線側につきましては、平成27年1月に初めて公募をいたしました。応募者がありませんでしたので、土地開発公社において売却要件の見直しを行ったところでございます。内容といたしましては、分譲方法を一定期間の公募方式から随時募集といたしまして、業種につきましては、製造業に加え、物流・流通業も含めておるところでござ

ざいます。

また、情報提供量を増加させるため、分譲契約の締結、成立を条件とした成功報奨金制度の導入や、分譲先企業の資金ニーズ等に対応するため、分譲代金の分割払い制度を創設して、売却活動を活発化させているところでございます。

土地開発公社では、売却要件の見直しにより、分譲の時期を逃さず、企業ニーズに応じた分譲と町の雇用施策に配慮しながら、埼玉県とのパイプを最大限に生かし、産業団地の完全売却を目指しているところでございます。

以上が、上里サービスエリア周辺地区整備事業の進捗状況でございます。

次に、農村公園整備事業についてでございます。

農村公園整備事業の目的は、高速道路の利用者と町の交流拠点である上里サービスエリア周辺地区の特性を踏まえ、地元農産物を中心に販売、宣伝を行う機能を備えた農業振興施設を整備し、町内産業の活性化を図るものでございます。農村公園の面積は7,570平米であり、具体的な施設につきましては、農産物直売所、農園レストラン、物産館を整備する計画となっております。

平成26年度において、これらの施設の整備・運営の可能性のある事業者である埼玉ひびきの農業協同組合を初め民間事業者のヒアリングを行い、町が施設を直接整備する手法やPFIによる整備、公有地貸し付け方式による整備などについて検討をいたしましたところでございます。

検討の結果、本事業の実施は、農協や民間の能力等の活用を図ることとし、民間事業者等が上里町の公有地である農村公園予定地の貸し付けを受け、自らの責任と費用負担により農業振興施設の整備、維持管理及び運営を実施していただく公有地貸し付け方式による整備が適当であると考えておるところでございます。

開発事業者の選定につきましては、本事業への参加を希望する民間事業者等を広く公募させていただきたいと思っております。農村公園用地において整備する農業振興施設の開発事業計画に関する提案を求め、事業目的を効果的に実現する優れた提案をした応募者を開発事業者として選定する公募プロポーザル方式により特定したいと思っております。

次に、2番の文化財行政について、今後の上里町の文化財行政の運営についての御質問にお答えを申し上げます。

上里町の歴史、伝統文化、史跡等を後世に残していく上で、文化財行政を継承する専門的人材は、町といたしましても今後も必要と考えております。

昨年度、教育委員会と協議をいたしまして、文化財保護専門職として1名の職員募集を行いました。受験資格は、29歳以下で発掘調査・整理・報告書の作成経験があり、学芸員の資格を有する者といたしました。しかしながら、町広報紙、ホームページ、彩の国さいたまづくり

広域連合ホームページ、埼玉縣市町村職員採用合同説明会等による職員採用の周知を行ったものの、応募者はございませんでした。

今年度につきましても、文化財専門職として職員募集を検討しております。教育委員会と協議をしながら、受験資格、年齢要件等を再度検討して募集要項を作成し、人材の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、教育長より文化財行政について答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 戸矢隆光議員の2、文化財行政について、 今後の上里町の文化財行政の運営についての私に対する御質問にお答え申し上げます。

上里町教育委員会では、上里町の先人たちが残した有形・無形の文化財を保護し、未来の社会のために保存継承と活用を行っていくことは、現代に生きる全町民の責務であると考えております。また、文化財を大切にしていることを知り、豊かな民情を育むためにも、文化財行政は大変重要であると考えております。

現在、上里町では、郷土資料館におきまして、町指定文化財を初めとする一般文化財や各種開発に伴う埋蔵文化財の保護を初め、こうした事業の成果をもとに調査・研究・展示も行っておるところでございます。

平成27年度の文化財行政に携わる職員といたしましては、文化財行政の拠点であります出土文化財管理センターに文化財専門職の課長級職員1名、臨時職員4名が在職しておりますが、今後においても、埋蔵文化財の試掘・発掘等には県で認定された埋蔵文化財担当者が必要であり、また、有形文化財を町民に広く知らせる目的である資料館の展示には学芸員が必要となっております。

今後の上里町の文化財行政の充実と町の発展を図る上から、文化財担当職員の人材確保・育成を町と一緒に考えてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 再質問させていただきたいと思います。

初めに、産業団地のことについて質問させていただきたいと思います。

産業団地は当初、募集が製造業の企業だったわけですがございますけれども、今は流通でもよい

というような話を、先ほど町長のほうからお話をいただきました。そして、分割払い制度も導入したいというような話がございましたけれども、それらについての少し、当たりというんですか、そういう変えて、問い合わせ等があったかどうか、お聞きをするところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 何件か問い合わせ等もあるわけでございますけれども、何せ10町歩という大きな案件でございますので、相手方もなかなか慎重を期している、今の経済状況の中で、すぐ決めるということは、なかなか至難の業であろうというふうに思っておるところでございます。今後引き続き、私がトップセールスで積極的に、この下り線側の企業誘致については努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） やはり町の重要案件であることをやろうとしているときには、町長みずから足を運んで、空振りになってもいいから、やはり足を運ぶことが、相手にも誠意がつながることではないかなと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

それと、私が今回一番お話をさせていただきたいなと思っておりましたのは、野菜の直売所でございます。先ほど町長のほうから、公有地の貸し付け、プロポーザル方式等々、いろいろな方法で今後考えているというようなお話があったと思います。

私も農家に生まれて、現在、農業を少しやっておりますので、特にこの野菜が珍しいというのは余りありませんけれども、どうしても休日によそに出かけると、付近の直売所が気になるものでございます。そして、ついつい立ち寄ってしまいます。先日も花園の直売所に行って、大変分別がされて、きれいになっておるところを見てまいりました。花園の直売所については、9時の開園で、開園と同時に、あっという間に並んである野菜も売っていたのを見ました。地元の生産者の人も張り合いを持ってやっているように思いました。

私は、上里町でも農村公園内に野菜の直売所を建設したらいいのではないかと、また、特に町が中心となって、補助事業などを活用しながら、地元で採れた新鮮野菜を地元の人たちの運営による産地直売も可能ではないかというようなことを本日したくて、お話をさせてもらっているわけでございます。施設を貸し出して地代を収入とする方法も、一つの方法としてあるかもしれませんが、今後のこの地域のことを考えると、各世代の一生懸命やっている農家の人たちの意見を出し合って、将来の上里町の農業振興のことを考えてみる価値が十分にあるのではないかとということで、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今回の農村公園の件につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたけれども、プロポーザル方式、要するに提案制度ということの中でやらせていただきたいというふうに思っております。

特に、いろいろな業者さんからも提案をいただくとお思いますけれども、ＪＡひびきの農協さんにも是非参加をしていただきたいと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、上里町は非常に農家の特産物も豊富にある地域でもあるわけでございます。是非プロポーザル、提案制度の中でも農産物を取り扱う、そういう公募の条件として、地元の農産物を取り扱いますよと、そういう業者とできれば締結をしたいと、そんなふうにも思っておるところでございます。

農家の皆さんがそこへ直接行って販売するというのは、なかなか難しさもあるのであろうというふうに思っておるところでございますけれども、その辺につきましては、この方式の中で、また農家の皆さんや農協の皆さん、また商工会の皆さんともいろいろ相談をさせていただく中で、上里町の特産物がいかに有利に売れるか。そういう形の中で考えていきたい、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） ２番戸矢隆光議員。

〔２番 戸矢隆光君発言〕

○２番（戸矢隆光君） この地域この場所については、今後、大変人が寄ってくる、また集まってくる地域ではないかなと思っております。

そうした中、やはりそれをこのまま放っておくのではなくて、町がある程度力を入れて、そして地元の農家の人の張り合いになるような、将来を見越したときに張り合いになるような施策をとる必要があるのではないかなと私は思っているところです。

先ほど、どうしてもプロポーザルで、提案方式でやるというようなお話もありましたけれども、そういう場合については、やはり町が主導して、企業との間に入って、少しでも農家の人が有利になっていくような方法をとらないと、やはり企業ですので、どんどん、何%のマージン、最初のうちは安いあれで入っていても、だんだん増えてくるような傾向も見られるかなと思いますので、そういう点を是非、町の担当者のほうもしっかり頑張っていただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今回のスマートインターにつきましては、一日の乗降車数が、予測で

ございますけれども、1日4,300台というふうにも言われておるわけでございます。

今回、シェリエの進出によりまして、高速を通るバスは全部そのスマートインターから降ろすと、そんなふうにも言われておるわけでございますから、かなりのスマートインターの価値が出てくるのではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。非常に人の集客率が高くなってくるであろうと、そのように考えておるわけでございます。

上里町の農家の、このところは何でもできる、そういう地域だと思っておるわけでございまして、農家の皆さんがそういう直売所へ有利に販売できるような方策を取り入れていただくような提案をしていただいたところにやっていただくと、そんなふうにも考えておるところでございますので、今後とも町は積極的に、その辺のところは努力していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 最後になりますけれども、文化財担当者の募集というんですか、それについて少し触れたいと思います。

現在の文化財の担当者については、学芸員の方を当たっていて、なかなか募集が難しいというようなお話を先ほど来から受けているわけでございます。せっかく上里町に素晴らしい文化遺産があるわけでございます。これを早く学芸員を見つけていただくのには、できれば募集の年齢等も、先ほど29歳以下というような話もございましたけれども、もう少し年齢も上げる必要もあるのではないかと思っておりますけれども、その点についていかがか聞きたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 昨年は、29歳以下ということで募集をかけておるところでございます。なかなか学芸員の資格を持っている人というのが、なかなか数が限られておるわけでございます。年齢を少し高くしたら、また入りやすくなるのかなと、そんな思いもあるわけでございますけれども、是非少し年齢を上げて今後検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

○2番（戸矢隆光君） 是非、今まで再質問したことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 34 分散会